

熊本県土木部等所管補助工事等確認検査規程取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本県補助工事等確認検査規程(昭和43年熊本県訓令甲第21号。以下「規程」という。)に基づき、土木部及び地域振興局土木部が所管する補助工事等の確認検査に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(しゅん工確認検査)

第2条 補助事業者は、しゅん工検査後速やかにしゅん工確認検査の要請を行うものとする。

2 前項の要請に必要な書類は、「補助工事等しゅん工確認検査要請書」、しゅん工検査復命書の写し及びしゅん工写真とする。

3 検査員は、第1項の要請があったときは、規程第3条により速やかに検査を行うものとする。

(中間確認検査)

第3条 補助事業者は、工事の途中において特に必要がある場合には、中間確認検査を要請することができる。

2 前項の要請に必要な書類は、「補助工事等中間確認検査要請書」、中間検査復命書の写し及び施工状況写真とする。

3 検査員は、第1項の要請があったときは、規程第4条により速やかに検査を行うものとする。

(要請書の進達)

第4条 土木部各課及び広域本部(県央広域本部の場合は県央広域本部土木部で読み替える。)(以下「土木部各課等」という。)の長は、補助事業者からしゅん工確認検査又は中間確認検査(以下「確認検査」という。)の要請があったときは、専決に係る確認検査を除き、速やかに知事に進達するものとする。

2 広域本部(県央広域本部の場合は県央広域本部土木部で読み替える。)の長(以下「広域本部長」という。)が前項により進達するときは土木部の各主管課を経由するものとする。

(検査結果の確認)

第5条 検査員は、確認検査の結果、補助工事等として適正にしゅん工又は施工されていることを確認したときは、「補助工事等しゅん工確認検査調書」又は「補助工事等中間確認検査調書」(以下「検査調書」という。)を作成するとともに、検査調書を補助事業者に交付するものとする。

(検査結果の報告)

第6条 検査員は、確認検査の結果、設計図書その他関係書類等(以下「書類等」という。)

に適合しないものがあると認めるときは、その内容を立会人に説明するとともに、必要に応じ図面、写真、試験結果等の資料を添えて、規程第8条第1項により知事に報告しなければならない。

(是正通知)

第7条 知事は、前条の報告があった場合には、規程第8条第2項により補助事業者に速やかに通知するものとする。

(是正工事)

第8条 補助事業者は、前条の通知を受けた場合には、直ちに是正工事を行わなければならない。

(是正完了確認検査)

第9条 補助事業者は、是正工事が完了した場合には、是正工事の完了検査を実施し、速やかに是正完了確認検査（以下「検査」という。）の要請を行わなければならない。

2 前項の要請に必要な書類は、「補助工事等是正完了確認検査要請書」、是正完了検査復命書の写し及び是正工事の完了写真とする。

3 土木部各課等の長が第1項の要請を知事に進達するときは、第4条によるものとする。

4 検査員は、検査の結果、補助工事等として適正に是正工事が完了していたことを確認したときは、第5条によるものとする。

5 検査員は、検査の結果、書類等に適合しないものがあると認めるときは、第6条によるものとする。

(様式)

第10条 この要領の施行に必要な書類の様式は、次の各号のとおりとする。

(1) 第2条及び第4条関係

- ア 補助工事等しゅん工確認検査要請書 (別記第1号様式)
- イ 補助工事等しゅん工確認検査任命伺、同復命書
(土木部各課長専決の場合) (別記第2-1号様式)
- ウ 補助工事等しゅん工確認検査任命伺、同復命書
(広域本部長専決の場合) (別記第2-2号様式)
- エ 補助工事等しゅん工確認検査要請進達書、同復命書
(土木部各課長進達の場合) (別記第2-3号様式)
- オ 補助工事等しゅん工確認検査要請進達書、同復命書
(広域本部長進達の場合) (別記第2-4号様式)

(2) 第3条及び第4条関係

- ア 補助工事等中間確認検査要請書 (別記第3号様式)
- イ 補助工事等中間確認検査任命伺、同復命書
(土木部各課長専決の場合) (別記第4-1号様式)

- ウ 補助工事等中間確認検査任命伺、同復命書
（広域本部長専決の場合）（別記第4－2号様式）
- エ 補助工事等中間確認検査要請進達書、同復命書
（土木部各課長進達の場合）（別記第4－3号様式）
- オ 補助工事等中間確認検査要請進達書、同復命書
（広域本部長進達の場合）（別記第4－4号様式）

（3）第5条関係

- ア 補助工事等しゅん工確認検査調書（別記第5－1号様式）
- イ 補助工事等中間確認検査調書（別記第5－2号様式）

（4）第6条関係

- ア 補助工事等是正指示報告書（別記第6号様式）

（5）第7条関係

- ア 補助工事等是正通知書（別記第7号様式）

（6）第9条関係

- ア 補助工事等是正完了確認検査要請書（別記第8号様式）
- イ 補助工事等是正完了確認検査任命伺、同復命書
（土木部各課長専決の場合）（別記第9－1号様式）
- ウ 補助工事等是正完了確認検査任命伺、同復命書
（広域本部長専決の場合）（別記第9－2号様式）
- エ 補助工事等是正完了確認検査要請進達書、同復命書
（土木部各課長進達の場合）（別記第9－3号様式）
- オ 補助工事等是正完了確認検査要請進達書、同復命書
（広域本部長進達の場合）（別記第9－4号様式）

附 則

この要領は、昭和51年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年2月1日から施行する。